５４ページ

第５章　計画の推進に向けて

１　計画の総合的な推進体制

　本計画の効果的な地域福祉の推進のため、行政及び豊橋市社会福祉協議会だけでなく、地域住民や民生委員児童委員、自治会、地域活動団体、ボランティア、企業など地域の様々な主体が地域福祉に向けての取組みを行うことが重要であり、また、一体的な推進のためにはそれぞれが協働することが必要です。

　それぞれの主体に対し、地域福祉に関する情報を発信するとともに、地域における連携・協働の取組みを促進し、効果的かつ一体的な地域福祉の推進を図ります。

５５ページ

２　計画内容の広報・啓発

地域の様々な主体が本計画の基本理念を共有した上で地域福祉に主体的に取り組めるよう、ホームページでの紹介、各種イベントにおける積極的な啓発活動など、さまざまな媒体や機会を通じて、計画内容の広報・啓発に努めます。

３　計画の評価・管理

本計画の進捗状況や達成度の評価・管理についてはピーディーシーエーサイクルに基づき、計画を策定（プラン）した上で、基本目標の達成に向け計画的に実施（ドゥー）し、定期的に点検・評価するとともに、社会状況や国の福祉制度の状況を把握（チェック）し、必要に応じて見直し・改善（アクション）を行います。